

令和4年度第二次補正予算の概要 (社会的養育、児童虐待防止対策、ひとり親家庭支援関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

【主な内容】

- 児童養護施設退所者等の支援の充実を図るため、自立支援に活用している貸付事業を拡充し、疾病等により医療機関を受診する場合の生活費の貸付金額を増額する。
- 児童虐待防止対策の推進のため、児童相談所等において、テレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図るとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。
- 困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。
- ひとり親家庭等に対する支援の充実を図るため、IT機器等の活用を始めとしたワンストップ相談支援体制の構築・強化を図るとともに、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す者に入学準備金・就職準備金の貸付けを行う事業を引き続き実施する。

【令和4年度第二次補正予算に計上した事業】

<社会的養育関係>

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（40百万円） P 2

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業（7.6億円） P 3

<児童虐待防止対策関係>

児童相談所等におけるICT化推進事業（4.2億円） P 4

AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進（4.9億円） P 5

<ひとり親家庭支援関係>

ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業（25億円） P 6

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業（1.8億円） P 7

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（3.6億円） P 8

ひとり親家庭に対するこどもの生活・学習支援事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業（15百万円） P 9

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和4年度第二次補正予算：40百万円

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】 貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

事業内容

(1) 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の支援

感染者や濃厚接触者が発生した施設・事業所等において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【補助基準額】 1か所当たり：1,000千円（里親等の場合：100千円）

(2) 緊急時に備えた施設・事業所の支援体制の整備

施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、当該施設・事業所等のみでの対応が困難になることが想定されるため、平時より、保健所や医療機関、施設・事業所等の関係機関と連携し、感染者等が発生した施設・事業所を支援する体制整備を行うコーディネーター（看護師等）の配置等や応援体制の確保に要する費用等を補助する。

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、社会的養護自立支援事業所、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】 国：1/2、自治体：1/2

事業の概要・スキーム

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助基準額・補助率

（補助基準額） 1か所当たり：100万円

（補助率） i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

【児童相談所等におけるICT化推進事業】

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



ビデオ通話等による相談・状況確認



相談支援機関



関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整

【児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業】

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）

日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）



児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

令和4年度第二次補正予算：4.9億円 ※デジタル庁計上

事業の概要・スキーム

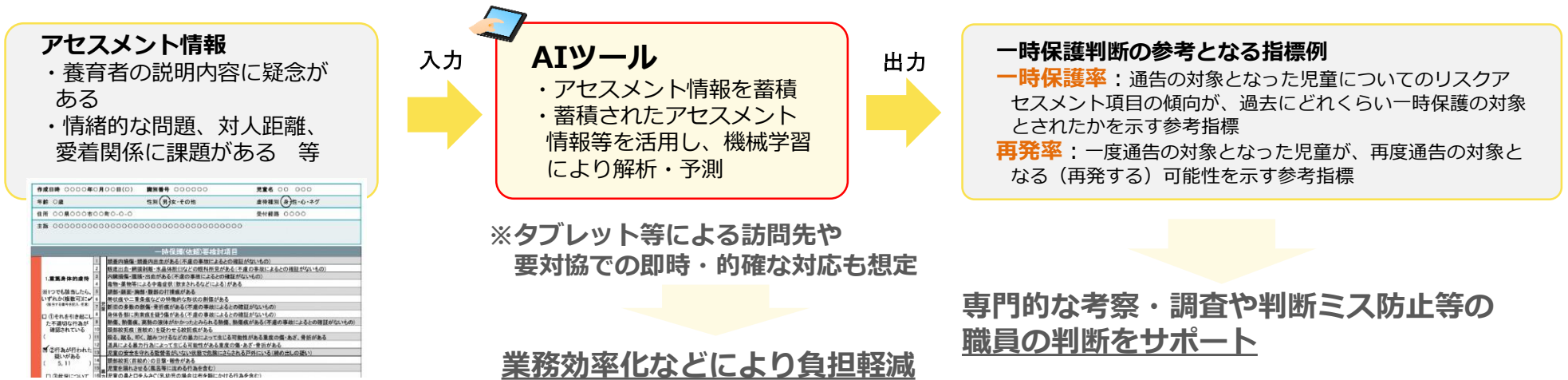
1. 概要

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

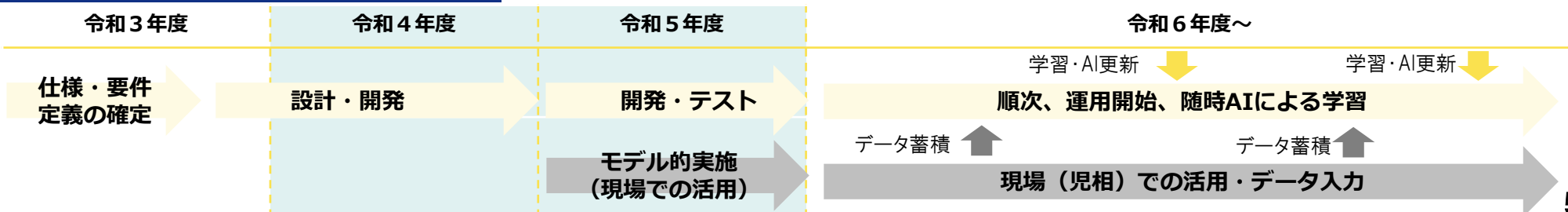
2. システム概要案

- 通告の対象となった児童についての **リスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。**
- 蓄積された情報を **AIが解析・予測** することで、**一時保護判断の参考となる指標の表示等** を行い、**職員の判断をサポートする。**

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



3. 設計・開発等のスケジュール案



ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第二次補正予算：25億円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

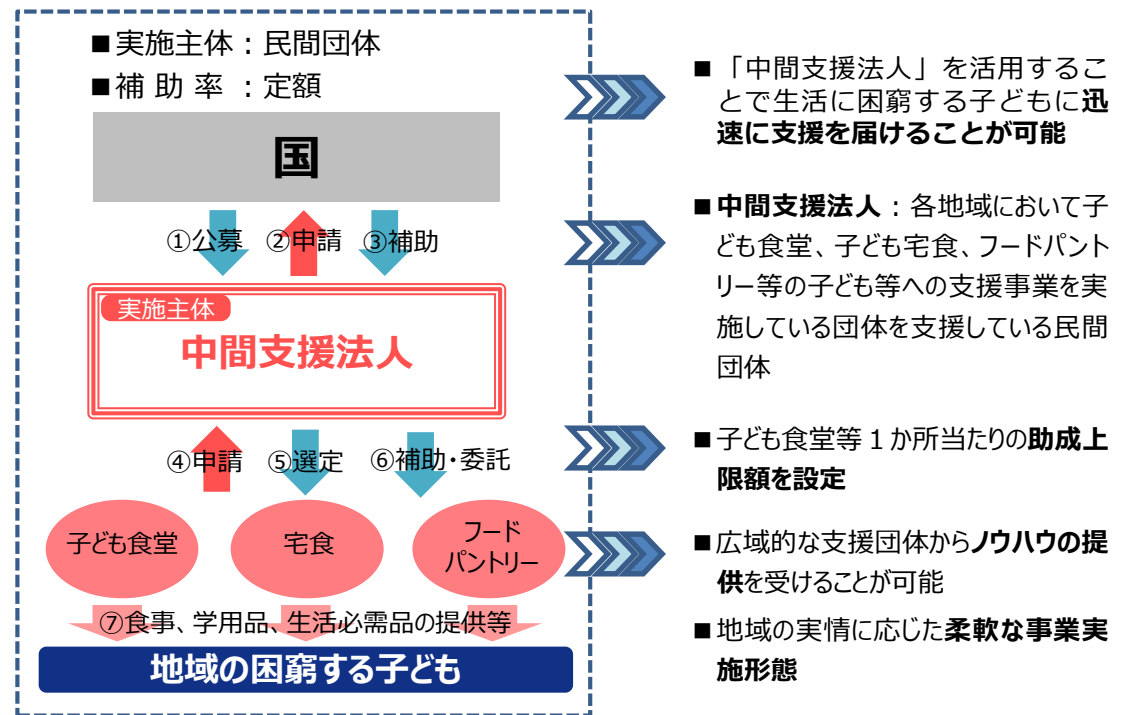
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

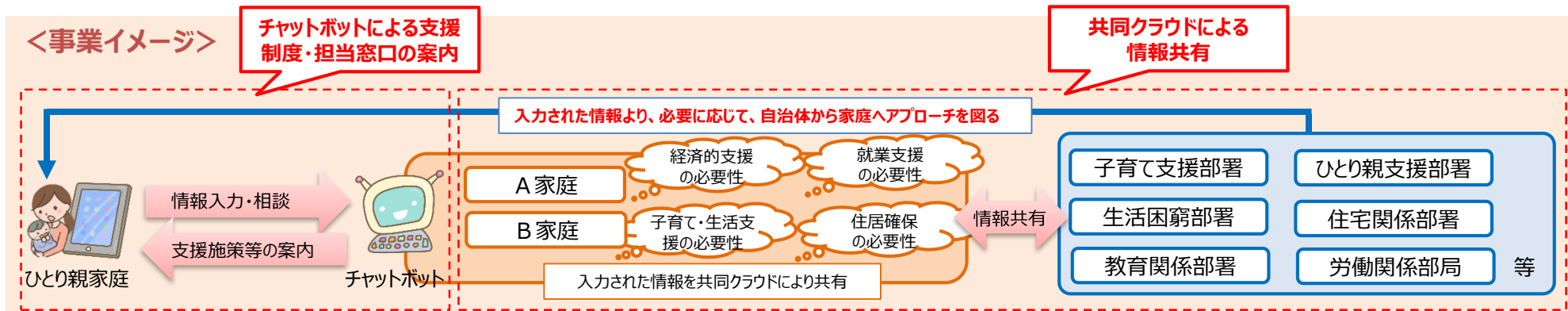
令和4年度第二次補正予算：1.8億円

1 事業の背景・目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり 30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

令和4年度第二次補正予算：3.6億円

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入学準備金（貸付件数）	787件	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件
就職準備金（貸付件数）	362件	821件	907件	889件	916件

（注）平成27年度分は平成28年度に含まれる。

事業の概要

【事業内容】

- 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の支援
 - ・ 感染者や濃厚接触者が発生した事業所において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【対象事業者】 ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業を実施する者

【補助基準額】 1か所当たり：500千円

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村：1／2